

「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」の普及啓発に係る
「#ひろしま未来トーク」企画運営等業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン（以下、「ひろしまビジョン」という。）は、本県の最上位計画として、未来を担う次世代にバトンを繋ぐため、2050年のあるべき姿を描き、2030年の目指す姿と取組の方向を示している。この「ひろしまビジョン」を着実に推進し、成果を上げるためには全ての県民との連携や協働が必要であることから、その普及啓発に取り組むもの。なお、この普及啓発は「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」の普及啓発に係る「#ひろしま未来トーク」企画運営等業務（以下、「本業務」という。）により実施する。

(2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

5,280千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等【様式1-1】【様式1-2】【様式4】

提出期限

令和8年5月15日（金） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書【様式2】提出期限

ア 提出期限

令和8年5月19日（火） 午後5時

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」の普及啓発に係る「#ひろしま未来トーク」企画運営等業務についての質問」とすること。

ウ 上記アに対する回答日

令和8年5月20日（水）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。

(3) 提案書提出期限及び提出書類

ア 提案書提出期限

令和8年5月22日（金） 午後5時

イ 提出書類

提案書作成要領による書類

(4) 提案書に関する審査

第1次審査は書面で行い、高得点を獲得した提案者5者を選定する。

第2次審査は、第1次審査で選定した5者によるプレゼンテーションにより行い、選定委員会の審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。第2次審査は第1次審査の得点を持ち越さない。

なお、提案者が5者を超えない場合は、第1次審査は実施しない。

ア 第1次審査実施予定日：令和8年5月27日（水）

イ 第2次審査実施予定日：令和8年5月29日（金）

実施方法：オンライン

ウ 結果通知日：令和8年6月1日（月）

※ 全委員の合計点が最低基準点60点（満点100点）の6割）に満たない提案は選定しない。

※ プレゼンテーションは、提案書で実施すること。（追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。）

※ 提案書の再提出は、2（3）ア 提案書提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

※ 参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げ場合は、速やかに【様式3】「公募型プロポーザル辞退届」を提出すること。なお、企画提案書提出から契約締結までの間応募資格を満たさなくなった場合にも、「公募型プロポーザル辞退届」を提出すること。また、公募型プロポーザル辞退届の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）添付資料について

ア 申請書に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

イ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

ウ 申請書等の提出は、持参、電子メール又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6) 仕様書等について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2（2）仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにより提出すること。

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

- (7) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ア 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。
 - イ 上記の通知を受けた者は、広島県総務局経営企画チームに対してその理由説明を求めることができる。
 - ウ この説明を求める場合は、令和8年6月2日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - エ 上記に対する回答は、令和8年6月5日（金）までに、電子メールにより行う。
- (8) 支払条件
 - 完了払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
 - 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
 - ア 提出された提案書は、返却しない。
 - イ 提案書は、本業務候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
 - 物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
 - 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
 - 公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
 - 適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 業務委託仕様書
- 業務委託契約書
- 提案書作成要領
- 提案書評価基準
- 【様式1-1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
- 【様式1-2】事業者の概要
- 【様式2】仕様書等に対する質問書
- 【様式3】公募型プロポーザル辞退届
- 【様式4】機密データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県総務局経営企画チーム

担 当 調査調整グループ 浜崎

電 話 082-513-2344 (ダイヤルイン)

メー ル soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp